

令和 3 年度 寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金

子育て世代の方や、市外から定住する方の経済的な負担の軽減、住宅取得促進と定住人口の拡大を行うものです。

◇支援の対象となるタイプ及び補助金額 (いずれか1つが対象となります。)

補助タイプ一覧

区 分		住宅 新 築	建 売 購 入	中古住宅 購 入	既 存 住 宅 リフォーム等工事
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下の 子ども又は妊婦がい る世帯)	市内在住	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	/
	県内から定住 市外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/2 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住 県外に1年以上連続して居住	200万円	200万円	購入費の1/2 (上限150万円)	工事費の1/2 (上限150万円)
	加算 中学3年生以下の子ども(妊婦 含む)が2人以上の世帯	第2子以降1人につき10万円			
定住者 支援タイプ	県内から定住 市外に1年以上連続して居住	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住 県外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/2 (上限100万円)	工事費の1/2 (上限100万円)

◇対象要件

- 令和3年4月1日以降に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方。
- 令和3年4月1日以降に、市内へ定住するため実家等のリフォーム等工事をする方。
- 既存住宅リフォーム等工事は、県内事業者と請負契約を締結し、地域型住宅グリーン化事業や県再生可能エネルギー設備導入事業の補助を受けず、新生活様式対応、減災・部分補強、寒さ対策、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化等の工事をする方。
- 延べ床面積が50㎡以上ある一戸建住宅を新築又は購入する方。
- 併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上が住居の用に供し、その面積が50㎡以上あること。
- 市税等に滞納がない方。
- 市外からの定住者は、市外の住所に1年以上連続して住んでいる方、又は、令和2年4月1日以降に本市に転入する前の市外住所に1年以上継続して住んでいる方。県外からの定住者は、県内に1年未満の間居住し、その前の県外の住所に1年以上連続して住んでいる方も対象。
- 令和3年度寒河江市住宅建築事業補助金との併用はできません。
- 建築物の引渡し、又は、リフォーム等工事が完了した日から20日を経過した日、又は申請年度の2月10日のいずれかの早い日まで完了報告書の提出ができること。

※ 併用できない補助金を活用している場合、当補助金は申請できません。

○確認事項

- ・申込み後、審査から交付決定までは1週間程度の日数を要します。(申請時期によっては決定までの時間が前後する場合があります。)
- ・市からの補助金交付決定前に契約、着工、引渡し、転居などを行った場合は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・申請者は、建築確認申請者・建売契約者・中古住宅購入者・リフォーム等工事契約者と同一となります。・予算額に達し次第、受付を終了します。
- ・申請は確実に工事完了し期日まで完了報告書を提出できるものに限ります。

○添付書類

【交付申請書提出時】

- ・交付申請書 ・位置図 ・平面図等 ・写真(新築:着工前2方向、建売及び中古住宅購入:玄関が写る近景及び遠景、リフォーム:リフォームする個所全部) ・アンケート
- ・建築工事見積書の写し、建売・中古住宅売買見積書の写し ・納税証明書(契約予定者全員)
- 4~6月申請分は令和元年度、7~3月申請分は令和2年度 ・居住予定者の住民票謄本(続柄記載のもの) ・リフォーム等工事の場合は、工事基準点算出表
- ・リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書(計画数量)
- ・(妊婦の方がいる場合)母子健康手帳を窓口で確認します

【工事完了報告時】

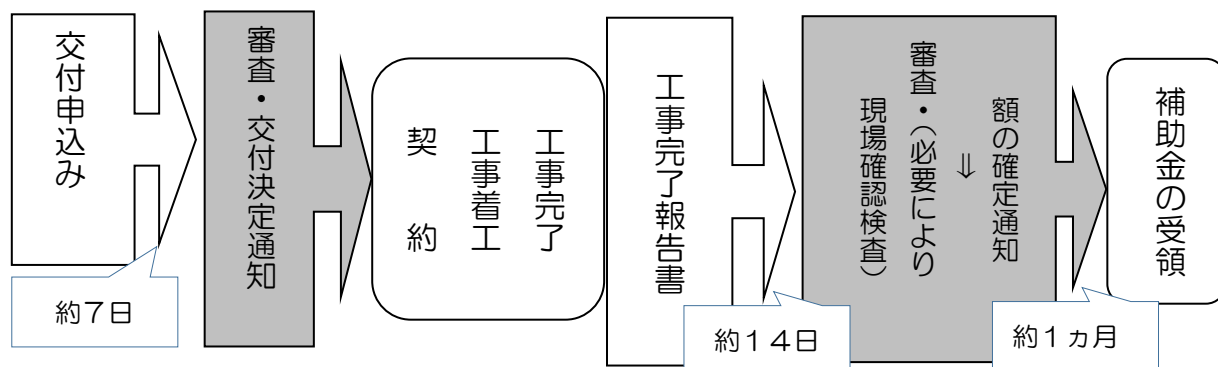
(新築・建売・中古住宅購入)

- ・完了報告書 ・引渡確認書 ・居住者の住民票謄本(続柄記載のもの)
- ・完成住宅全景写真(玄関が写る近景及び遠景) ・検査済証写し
- ・建築工事請負契約書の写し、建売・中古住宅売買契約書の写し
- ・振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

(既存住宅リフォーム等工事)

- ・完了報告書 ・領収書の写し ・完成写真(工事中及び工事完了後)
- ・建築工事請負契約書の写し
- ・振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書(実績数量)
- ・通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

○手続きの流れ<白:申請者 網掛け:市>



○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課 建築住宅係 ☎0237-85-1627